

**Q**：要介護2の夫と要支援1の妻の高齢者のみ世帯で、部屋の一部の掃除（トイレなど共有スペース）について支援が必要です。週1回60分程度のサービスで対応が可能ですが、この場合、それぞれのサービスをどのように位置付けたらよいのか。

**A**：訪問介護では、生活援助の内容が夫婦両方へのサービスに当たる場合は、それぞれのプランに位置付ける必要があり、按分の割合や方法については、要介護度や支援内容などを個別に判断して適切に行うようにする必要があります。この考え方は、総合事業のサービスを利用する場合も同様の取扱いになります。

ご質問の場合、週1回のサービス利用のため、例えば第1週・第3週を夫の訪問介護、第2週・第4週を妻の総合事業のサービスとして位置付ける按分の方法が考えられます。要支援1の妻がこの按分の方法で総合事業の従前相当のサービスを生活援助として利用した場合、月2回の利用ですが月額包括報酬としての算定となります。

また、上記の算定以外に、以下のような対応も考えられます。

**その1**：介護予防ケアマネジメント等におけるアセスメント等の結果、要支援1の妻が、ヘルパーと一緒に掃除を行うことが可能と判断できれば、サービス内容が「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」の身体介護「1-6 自立生活支援・重度化防止のための見守りの援助（自立支援、ADL・IADL・QOL向上の観点から安全を確保しつつ常時介助できる状態で行う見守り等）」に該当する場合があります。この場合、按分の必要がなく、妻の総合事業のサービス（身体介護）のみで週4回の掃除の実施が可能になると考えられます。

**参考**：「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」  
身体介護「1-6 自立生活支援・重度化防止のための見守りの援助（自立支援、ADL・IADL・QOL向上の観点から安全を確保しつつ常時介助できる状態で行う見守り等）」  
○利用者と一緒に手助けや声かけ及び見守りしながら行う掃除、整理整頓（安全確認の声かけ、疲労の確認を含む）

**その2**：総合事業の区独自基準のサービスは利用1回ごとの単価設定となっていることから、妻が区独自基準のサービスを利用することが考えられます。

いずれの場合も、介護予防ケアマネジメント等による適切なアセスメントの実施により、利用者の状況を踏まえた目標を設定し、利用者本人がそれを理解した上で、その達成のために必要なサービスを主体的に利用し、目標の達成に取り組んでいけるよう検討し、ケアプランを作成していくことが重要となります。